

介護のしごとの魅力を伝える SNS 発信事業業務委託仕様書

1 目的

慢性的な介護人材の不足が続く中、新規学卒者等の若い人材の確保が介護施設の安定的な運営に不可欠なため、SNS による積極的な発信を行うことで、介護職に興味を持つ機会を若年層に提供する。

2 委託業務内容

職場環境づくりに取り組む介護事業所において、若年層が魅力を感じる働き方を実践している介護職員を取材し、制作したショート動画等を Instagram 等 SNS により発信する。

併せて、働きやすい職場環境づくりに取り組む介護事業所については、特集記事を作成し、県社会福祉課が運用する就職情報サイトに掲載する。

また、介護事業所が自ら SNS により事業所情報を発信することができるよう、魅力的なショート動画等の作成方法や効果的な発信方法を学ぶセミナーを開催する。

(1) SNS 発信に関する基本事項

ア ターゲット

10～20 歳代の若年層

イ テーマ

制作する映像のテーマを設定し全体構成を示すこと。

ウ 制作の視点

介護職の魅力や、働きやすい職場であることが伝わるような内容とすること。撮影の前段で事業所等に聞き取り等を行い、事業所毎の特色や職員の魅力を引き出す工夫を施した上で、「ふくしまの介護施設で働きたい」と思えるような内容の映像を制作すること。

エ 取材対象

県内の介護事業所で働く介護職員等を対象とする。

取材対象の選定に当たっては、介護情報サイトふくしまちに求人情報を掲載している事業所、キラリふくしま介護賞受賞者・事業所、ふくしま働きやすい介護の職場認証評価制度における認証事業所、有償ボランティア参加事業所、週休 3 日制導入事業所等を参照する。そのうえで、県内全域の様々な介護事業所が対象となるよう事業所所在地域や施設種別に偏りなく選定し、県と受託者で協議の上決定すること。

オ その他

本事業の実施に当たっては、県の介護人材確保の取組と適宜連携を図ること。

(2) 介護のしごとの魅力を伝えるショート動画の制作を含めた SNS 発信

ア 動画の内容

若年層が介護職について好意的なイメージを抱けるような動画を作成する。
なお、撮影対象、テーマ等については受託者が企画・提案し、県と協議のうえ決定する。

イ 投稿の内容

- ・Instagram等SNS投稿用動画：16施設分（1本当たり30～90秒程度）
- ・制作本数：1施設当たり1本以上
- ・投稿本数：ショート動画を含めフィード投稿を4本以上
- ・若年層の興味関心を惹くような投稿の内容や手法等に主眼を置くこと。具体的な内容は県と協議のうえ決定すること。

(3) 特集記事の作成

ア 内容

(2)で取り上げた介護事業所のうち、介護就職情報サイトふくしまちに求人掲載をしている事業所の特徴的な取組等について原稿化し、特集記事としてふくしまち等に掲載する。

イ 記事の仕様

600～1,000文字程度で執筆すること。

なお、取材時に撮影した写真や、事業所から提供を受けた写真を掲載し、取組の内容等が分かりやすく伝わる記事とすること。

ウ 作成・掲載数

7回以上

(4) SNSアカウントの保守・管理

ア 情報発信

- (ア) 投稿内容の企画、取材、原稿作成、投稿、アカウント管理等を行う。
- (イ) 具体的な投稿の内容、投稿時期等については県と協議の上、実施する。
- (ウ) フィード投稿の他、Instagramのアルゴリズムを踏まえ、ストーリーズやリールを活用し、若年層の興味・関心を惹く発信を行う。
- (エ) 県と協議の上、県の他事業や他自治体で運用しているアカウントも参考にするなどし、運用を行う。

イ 新規フォロワー増加に向けた取組

- (ア) 新規フォロワー数を増加させるための効果的な取組を行うこと。
- (イ) 新規フォロワー数の増加のほかに、リーチ数や保存数等のインスタグラムのトレンドを踏まえた実効的な指標を定めた上で、発信を行うこと。なお、実施スケジュールや具体的な手法、指標は県と協議の上、決定する。
- (ウ) 当事業について広く周知するためのSNS広告を実施すること。

(5) SNSを活用した情報発信に係るセミナーの開催

ア 参加対象

県内の介護事業所職員

イ 内容

介護事業所が自らSNSにより事業所情報を発信することができるよう、アカウントの開設、機能、投稿方法等のSNSの基礎や、魅力的なショート動画等の作成方法及び効果的な発信方法等を学べるような内容とし、2回以上実施す

ること。

(6) 効果測定

次に掲げる指標を測定し、翌月10日までに前月末までの測定結果を県に提出すること。

ア SNS投稿：フィード投稿したショート動画等の再生（表示）回数等

イ 特集記事：閲覧数

ウ セミナー：参加者数、参加者アンケート等

3 成果目標

(1) SNSでフィード投稿したショート動画等の再生（表示）回数等：1施設当たり1万回以上

(2) セミナー参加事業所：1回当たり10事業所以上

(3) その他具体的な指標について県と協議の上、決定する。

4 実施体制

(1) 業務責任者・スタッフの配置

受託者は業務責任者を定め、事業全体の運営・調整等に関して責任を持って管理をするとともに、各取組内容に十分な経験を有する運営スタッフ等を配置し、効果的な実施体制を構築すること。また、事故等が生じた場合に備え、緊急時の体制・対応についても併せて整備すること。

(2) 運営・進捗管理

本事業の運営に当たり、適宜効果分析を行い、課題抽出・改善案を提案し、県と協議の上実施していくことで、効果的な事業進捗を図ること。

5 成果品

(1) 事業実施に関する経過、実績、分析結果

(2) 制作動画、資料一式

(3) その他、別途県が指示するもの

6 対象経費

(1) 人件費（賃金、通勤手当、社会保険料等）

(2) 活動経費（旅費、リース料、通信費、印刷費等）

(3) 業務管理経費

(4) 消費税及び地方消費税

(5) その他県が必要と認めるもの

※機械及び部品等の資産取得は認められないのでリース対応とすること。

7 提出書類

受託者は、委託契約書に定めるもののほか、次の各号に掲げる書類を提出すること。

(1) 契約締結後に速やかに提出するもの

- ア 委託業務着手届（第1号様式）
 - イ 業務責任者通知書
 - ウ 実施計画書（事業工程表、実施体制表、実施内容）
 - オ その他業務の確認に必要と認める書類
- (2) 業務完了後に速やかに提出するもの
- ア 委託業務完了届（第2号様式）
 - イ 委託業務実績報告書（第3号様式）
- ※収支決算書及び経費の明細が分かる書類を提出し清算手続きを行うこと。
- ウ 事業成果品（上記5のとおり）
 - エ その他業務の確認に必要と認める書類

8 契約に関する条件等

- (1) 無償サービスの原則
- 受託者は、本事業において、協力企業等から名称の如何にかかわらず、手数料若しくはこれに類する費用を徴収することは禁止とする。
- (2) 一括再委託の禁止
- 受託者は、本事業の全部を一括して再委託してはならない。本事業の一部を再委託するときはあらかじめ、県の承諾を得なければならない。
- (3) 本事業の引継ぎ
- 受託者は、本事業の終了後、他社に業務を円滑に引き継げるよう体制を整えとともに、成果物についても客観性に留意して作成すること。

9 受託者の責務

- (1) 成果品一式の所有権は、県に帰属するものとする。
- 成果品一式の著作権は、本事業で制作した映像を除き県に帰属するものとする。なお、本事業で制作した映像については、改変を伴わない限りにおいて受託者への事前の通知及び許諾なく利用できるものとする。
- (2) 本仕様書に基づく作業に関し、第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合は、当該紛争の原因がもっぱら福島県の責に帰す場合を除き、受託者の責任、負担において一切を処理することとする。
- この場合、福島県は係る紛争等の事実を知ったときは、受託者に通知し、必要な範囲で訴訟上の防衛を受託者に委ねる等の協力措置を講じるものとする。
- (3) 個人情報情報の保護や労働基準法、労働関係調整法、労働契約法等の諸法令を遵守すること。
- (4) 本事業で知り得た個人情報について、第三者への漏洩、他目的での使用・売買等を禁止する。なお、これは本委託契約終了後も同様である。

- (5) 本事業に関連する書類・領収書等は、委託事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から5年間保存すること。
- (6) 会計検査院による実地検査等が実施される場合は、検査に協力すること。
- (7) 委託費の支給事由と同一の事由により支給要件を満たすこととなる国や県の交付金、補助金、助成金との併給はできないものとする。
- (8) 本仕様書に定めのない事項及び定める内容について疑義が生じた場合は、福島県と受託者が協議の上で定めることとする。

ただし、明示のない事項にあっても、社会通念上当然必要と思われるものについては、本業務に含まれるものとする。

第1号様式

委託業務着手届

令和 年 月 日

福島県知事

受託者 住 所
名 称
代表者名

令和 年 月 日付けで締結した下記委託業務は、令和 年 月
日付けで着手しましたので届け出ます。

記

- 1 業務名
介護のしごとの魅力を伝えるSNS発信事業業務
- 2 委託料の額
金 , 円 (うち消費税及び地方消費税の額 円)
- 3 委託期間
着 手：令和 年 月 日
履行期限：令和 年 月 日

第2号様式

委託業務完了届

令和 年 月 日

福島県知事

受託者 住 所
名 称
代表者名

令和 年 月 日付けで締結した下記委託業務は、令和 年 月
日付けで完了しましたので届け出ます。

記

- 1 業務名
介護のしごとの魅力を伝えるSNS発信事業業務
- 2 委託料の額
金 , 円 (うち消費税及び地方消費税の額 円)
- 3 委託期間
着 手 : 令和 年 月 日
履行期限 : 令和 年 月 日

※添付書類

事業実績が分かる書類を添付すること。

第3号様式

令和 年 月 日

福島県知事

受託者 住 所
名 称
代表者名

介護のしごとの魅力を伝えるSNS発信事業業務実績報告書
標記業務を下記のとおり実施したので、実績を報告します。
記

添付書類

- 1 業務決算（見込）書抄本
- 2 実施状況が分かる書類等